広域紋別病院企業団院内保育所管理運営委託業務

公募型プロポーザル実施要領

参加申込受付期間：　１１月４日（水）～１１月１８日（水）

<u>このプロポーザルに参加するには事前申込みが必要となります</u>

プロポーザルに参加を希望する方は、当実施要領を充分に把握した上で、ご参加願います

令和８年１１月

広域紋別病院企業団

第１ 委託業務の概要・・・・・・・・・・２
（１）業務の目的
（２）業務の名称
（３）業務の内容
（４）費用の負担
（５）スケジュール

第２ 募集の内容・・・・・・・・・・・・３
（１）設置場所
（２）運営内容
（３）委託期間
（４）事業限度額

第３ 提案内容・・・・・・・・・・・・・３
（１）提案の範囲
（２）提案の項目

第４ 参加事業者の要件・・・・・・・・・３
（１）共通事項

第５ 参加の手続き・・・・・・・・・・・３～
（１）公募の方法
（２）参加の方法
（３）選定事業者の決定

第６ その他・・・・・・・・・・・・・・７
（１）契約に関する事項
（２）関係法令等
（３）その他必要な事項
（４）企業団の担当窓口

広域紋別病院企業団院内保育所管理運営委託業務公募型プロポーザル実施要領

第１ 委託業務の概要

（１）業務の目的

広域紋別病院企業団（以下「企業団」という。）では、「女性が働きやすい職場環境の整備」の一環として、病院職員が子育てしながら働きやすい職場とするため、病院職員の子育ての負担を軽減し、離職の抑制、雇用の確保に資すること目的とし保育所を設置し良好な管理運営実績のある民間事業者に業務を委託するものである。

（２）業務の名称

広域紋別病院企業団院内保育所管理運営委託業務（以下「本業務」という。）

（３）業務の内容

本業務は、企業団が設置する院内保育所を北海道内で保育所の管理運営実績のある者に、院内保育所の管理運営を委託するものであります。

なお、本要領及び広域紋別病院企業団院内保育所管理運営委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載がない事項は、本要領等に対する民間事業者からの質問として回答いたします。

（４）費用の負担

本業務における企業団及び選定事業者の費用負担は仕様書のとおりとします。

（５）スケジュール

日　　程	内　　容
令和８年　１１月　４日	実施要領等の公表、公募開始
１１月　４日～ １１月１１日	実施要領等に関する質問受付期間
１１月１３日	質問の回答
１１月　４日～ １１月１８日	参加申込受付及び参加資格審査書類提出期限
１１月１９日	参加資格の審査結果通知、提案書の提出依頼
１２月　４日	提案書の提出期限
１２月　９日	プロポーザル審査会の開催、提案書の審査
１２月上旬	選定業者の決定 「広域紋別病院企業団院内保育所管理運営委託業務」締結
令和９年　４月１日	委託業務開始

第２ 募集の内容

（１）設置場所　紋別市落石町 １丁目 ３番 ５号 医師公宅 Ｂ棟

（２）運営内容　広域紋別病院企業団院内保育所管理運営委託業務仕様書のとおり

（３）委託期間　令和９年４月１日から令和１１年３月３１日

（４）事業限度額 **５１，０９３，０００**円

第３ 提案内容

（１）提案の範囲

本業務においては、院内保育所の管理運営に係る運営方法や委託料に関する提案を求め、総合的に評価するものとします。

（２）提案の項目

① 管理運営に関する提案をしてください。

② 管理運営に関する費用の提案をしてください。

第４ 参加事業者の要件

（１）共通事項参加事業者は、それぞれ次に掲げる資格要件を満たすことが必要です。

① 本実施要領の公表の日までにおいて、北海道内での保育所の管理運営実績が１年を超えていること。

② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

③ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。

④ 国税、道及び市町村税が未納でないこと。

⑤ 構成市町村（紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町）暴力団排除条例に該当しないこと。

⑥ 構成市町村（紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町）のいずれかの市町村に、令和８年度に有効な入札参加資格（物品）に登録されていること。未登録の場合は、参加表明書提出時に、広域紋別病院企業団に資格審査書類を提出し契約日の前日までに参加資格を得ること。

第５ 参加の手続き

（１）公募の方法

①　実施要領等の公表

・公表日時　令和８年１１月　４日（水）

・公表方法　企業団のホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表します

（実施要領、仕様書、様式集、審査基準、契約書(案)）

②　実施要領等に関する質問

質問の受付及び回答を以下のとおり行います。

・提出方法質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「実施要領等に関する質問書」（様式１－４）に記入し、E メール又は FAX にて照会願います。

なお、確実に届いているか電話にて確認願います（送り状は不要)。

E メール：hospital_m@mombetsu-hospital.jp

FAX：０１５８－２４－３１１２

・受付期間

令和８年１１月　４日（水） から 令和８年１１月１１日（水）の午前１２時必着とします

・回 答

質問に対する回答は、令和８年１１月１３日（金）の午後５時までに、原則として質疑者に対して照会された方法（E メール又は FAX）により回答します。

・実施要領等に関する説明会は実施しません。

（２）参加の方法参加申込み及び参加書類の正本は押印のある原本（添付書類含む）とし、副本は正本のコピーとします。

① 参加申込受付及び参加資格審査書類の提出

本業務に対する参加申込受付及び参加資格審査書類提出は、以下のとおり行うこととします。

・提出方法

様式集に定める様式１－１から様式１－３を正本１部用意し、持参もしくは郵送により提出してください。

・提出期間

令和８年１１月　４日（水） から 令和８年１１月１８日（水）（午前９時から午後５時)

・提出先

提出先は、本要領第６その他（４）に記載する企業団の担当窓口とします。

・審査結果

参加資格の審査結果は、令和８年１１月１９日（水）に、郵送により通知します。

・参加申込受付及び参加資格審査書類

名　　称	様 式
参加意向申出書兼参加申出受付済書（参加証）	１－１
参加資格確認申請書兼誓約書	１－２
資格確認調書 ・商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）の写し ・印鑑登録証明書の写し ・納税証明書（所得税、法人税、消費税、道民税、事業税）の写し ・入札参加資格決定通知の写し ・保育所管理受託リスト	１－３

② 提案書の提出

有資格者は、提案書を以下により提出してください。

・提出方法

様式集に定める様式２－１から様式２－４を正本１部、副本８部用意し、持参もしくは郵送により提出してください

・提出期限

令和８年１２月　４日（金）まで （各日受付時間　午前９時から午後５時）

・提出先

提出先は、本要領第６その他（４）に記載する企業団の担当窓口とします。

・提案書類

名　　称	様 式
提案書提出書	２－１
提案内容のチェックリスト	２－２
院内保育所管理運営に関する提案書	２―３
参考見積額提案書	２－４

③　応募にあたっての留意事項

・実施要領の承諾

参加者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募してください。

・費用負担等

書類の作成及び提出など参加に関し必要な費用は、全て業務者の負担とします。

・公正な執行

業務者は、公正に手続きを執行しなければなりません。

なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合は、当該事業者を参加させないことがあります。

また、選定事業者において、後日不正な行為が判明した場合には、選定を取り消すことがあります。

・公募の中止、延期

公募が公正に実施することが出来ないと認められる時、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがあります。

・参加の無効

次のいずれかに該当する参加は無効とします。

1) 参加書類等に虚偽の記載をした者によるもの

2) 記名押印のない提案書によるもの

3) 誤字、脱字等により意思表示が不明確なもの

4) 参加者が２以上の提案をしたもの

5) その他参加に関する条件に違反したもの

④ 提案書の取扱い

・著作権

本業務に関する提案書等の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、業務者の選定に関する情報の公表時及びその他、企業団が必要と認める時には、企業団は提案書の全部又は一部を使用できるものとします。

・企業団の提示資料の取扱い

企業団が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできません。

・応募書類等の変更禁止応募書類等の変更は出来ません。

ただし、提案書における誤字等の修正についてはこの限りではありません。

・使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とします。

（３）選定事業者の決定

① 評価体制

企業団は、中立かつ公正に業務者を選定することを目的として、以下の委員で構成される審査委員会を設置し、別に定める広域紋別病院企業団院内保育所管理運営委託業務審査基準により応募内容の評価を行います。

1）院長（委員長）

2）看護部長（副委員長）

3）事務部長

4）医療技術部長

5）薬剤部長

② 審査方法

1）審 査

審査委員会において参加者から提出された院内保育所管理運営に関する提案書及び参考見積額提案書等の書面審査を行い、プレゼンテーション並びにヒアリングを行います。

2）事業者の選定

事業者の選定については、総合評価点の最も高い提案をした者を選定事業者として決定します。また、総合評価点の最も高い提案をした者が２以上ある時は、該当者来庁の上、くじ引きにより選定事業者を選定し契約を締結します。

参加事業者が１者の場合は、総合評価点が過半数以上の者を選定します。

3）選定結果の公表

選定結果については、審査結果通知書を令和８年１２月中旬に参加者に郵送します。また、企業団は結果についてホームページ等で公表します。

③ その他

・応募者が故意に選定委員に接触するなど、不正行為を行ったと認められる場合は、選定対象から除外します。

・本業務における業務者の選定過程において、参加者が無い、あるいは、いずれの参加者も業務目的の達成が見込めない等の理由により、本業務の実施が困難であると判断した場合は、業務者を選定せず、その旨を速やかに公表します。

第６ そ の 他

（１） 契約に関する事項

① 契約に関する協議

企業団は、提案内容に基づき選定事業者との協議を実施し、業務の実施内容を明確にした上で、当該事業者と契約を締結するものとします。

② 契約締結

選定事業者が決定し、業務内容の事前協議を行った後、契約を締結します。また、 契約書（案）の内容は、その締結前であれば、提案内容に応じた文言修正を可能とします。

③ 契約書の作成費用契約内容の検討に係る選定事業者側の弁護士費用、印紙代など、作成に要する費用は選定事業者の負担とします。

（２） 関係法令等

本業務の実施にあたり適用すべき基準及び遵守すべき法令等は次のとおりとします。

○遵守すべき法令等

・広域紋別病院企業団が定める条例、規則、実施要綱等

・その他本業務に関連する法令、北海道及び市町村で定める条例及び規則等

（３） その他必要な事項

情報公開及び情報提供につきまして、本業務に関する情報は、企業団ホームページ等により適宜提供します。

（４） 企業団の担当窓口

広域紋別病院企業団 事務部 総務課 総務係

〒０９４－８７０９ 北海道紋別市落石町１丁目３番３７号

電 話：０１５８－２４－３１１１（内線）267

ＦＡＸ：０１５８－２４－３１１２

Ｅメール： hospital_m@mombetsu-hospital.jp

企業団ホームページ：https://www.mombetsu-hospital.jp/